

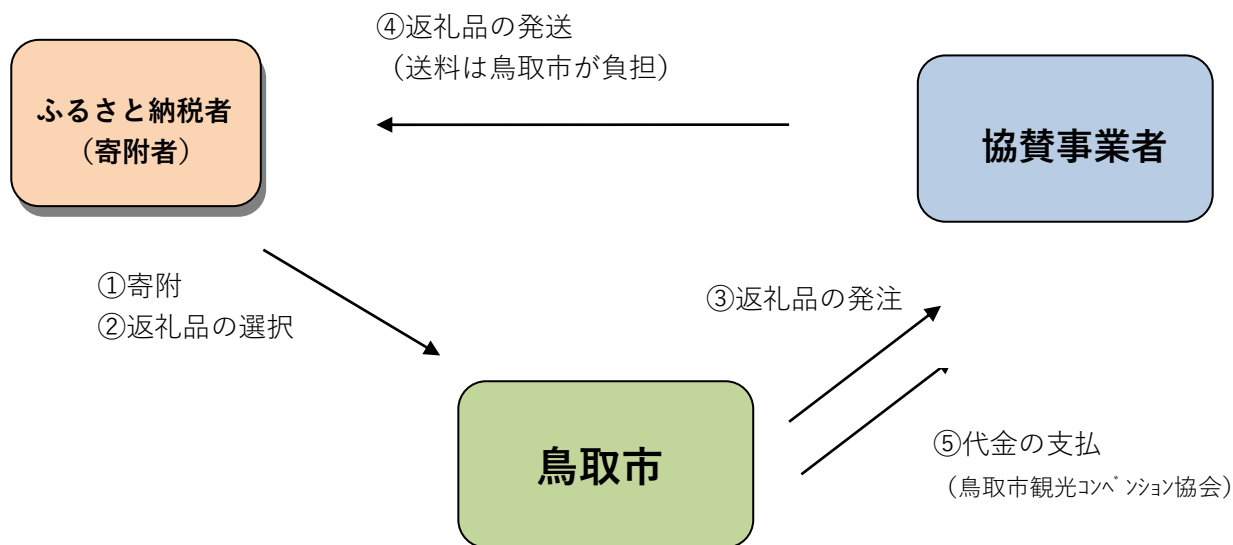
令和5年度鳥取市ふるさと納税協賛事業者募集要項

1. 目的

鳥取市のふるさと納税の推進と地元物産の振興を図ることを目的に、ふるさと納税により寄附をされた方に対して、地元特産品等のお礼の品（以下「返礼品」という。）を進呈するため、返礼品を提供していただける者（以下「協賛事業者」という。）を募集する。

2. 事業の概要

事業の基本的な流れは以下のとおり。



3. 協賛事業者について

(1) 協賛事業者の要件

協賛事業者は以下の①から④をすべて満たすものとする。

①鳥取市公式インターネットショップ『とっとり市（いち）』の出店者（以下「出店者」という。）の認定を受けること。なお、出店者は、次のアからオすべてに該当することを要件としている。

ア 鳥取市又は麒麟のまち圏域（鳥取県鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町、兵庫県香美町・新温泉町。以下「鳥取市等」という。）に在住の個人若しくはグループ又は法人格を持つ者で、インターネット販売に意欲のある事業者（支店・営業所を持つ事業者を含む。）

イ 鳥取市等で生産、製造業を営み、又は製品の販売を行い、若しくは関連する観光等のサービスを提供する者を含む。

ウ インターネット上で販売できる商品を取り扱う事業者

エ インターネット上で商品の受注、発送手続き等ができる事業者

オ 商品等の購入者に対し、責任を持った対応が迅速かつ的確にできる事業者

②市税の滞納がない者であること。

③各種法令規則等に沿った生産及び製造、販売またはサービスの提供を行っていること。

④代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び鳥取市暴力団排除条例に

規定する暴力団の構成員でないこと。

（２）協賛事業者の責務

協賛事業者は次の事項について責任を持って履行しなければならない。

①返礼品の発送およびその対応

- ・返礼品の発送は、協賛事業者が行うものとし、鳥取市が発送を指示した日から原則 2 週間以内に行うこと。
- ・返礼品の発送が遅延する又は提供できない恐れがある場合は、速やかに鳥取市へ報告すること。
- ・寄附者より、返礼品に関する問い合わせ、苦情が寄せられた場合は、協賛事業者において責任をもって対応すること。

②個人情報の保護

- ・協賛事業者は、鳥取市から提供された寄附者の個人情報を、個人情報保護法及び鳥取市個人情報保護条例に基づいて、適切に取り扱わなければならない。
- ・寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用してはならない。

4. 返礼品について

（１）返礼品の要件

総務省が定めるふるさと納税の返礼品に係る地場産品基準（平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条）に該当するものであって次の①～⑤の要件をすべて満たすもの。

①次のアからコのいずれかを満たすもの

- ア 鳥取市内で生産されたもの
- イ 鳥取市内で原材料の主要な部分（重量や付加価値が半分以上）が生産されたもの
- ウ 鳥取市内で製造・加工の主要な工程がなされたもの
- エ 鳥取市内で生産されたもので、流通構造上、近隣の他市町村で生産されたものと混在することが避けられないもの。例）JA が集約するお米
- オ 鳥取市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズなどその特徴から鳥取市独自の返礼品とわかるもの。例）鳥取市マスコットキャラクター「SUGO！うさぎ イーくん」グッズ
- カ ア～オに該当する品物（主）と当該品物と関連性を持った品物（副）とを組み合わせで提供するもの。例）市内産そば＋市外産そばつゆ
- キ 鳥取市内で提供されるサービス ※宿泊・体験チケットを含む
- ク 鳥取県産梨（二十世紀、王秋、なつひめ、新甘泉、秋甘泉、秋栄、新興）
- ケ 鳥取和牛
- コ 鳥取県内で水揚げされたズワイガニ（松葉ガニ、親ガニ）、ベニズワイガニ

②本市の地域産業の振興につながるもの又は P R に繋がる商品等であること。

③安定的な供給と品質の管理が可能なもの

④食品衛生法、食品表示法、商標法、著作権法、不正競争防止法等の関係法令を遵守し、違反していないもの

⑤鳥取市内で提供されるサービス（宿泊、食事等）について、期間限定のものを除き、原則として、有効期限が発行日から 1 年間以上あること。

（２）出店手数料について

協賛事業者は商品金額に１８％を乗じた額を出店手数料として鳥取市へ支払うものとする。
ただし、市が実施する事業等及び社会福祉法等の公益性の高い事業者はこれを免除する。

（３）商品について

- ・商品金額が1,500円以上（税込）のもの
- ・商品金額は通常販売金額とし、商品代、出店手数料、梱包代、消費税等を含むもの（送料別）とする。
- ・商品は、単品に限らず複数の商品を詰め合わせたものでも良い。また、通年扱えるものに限らず、数量限定又は期間限定で提供されるものでも良い。
- ・採用する商品の数は、制限しない。

（４）掲載について

①インターネット媒体

返礼品は、鳥取市のふるさと納税サイト「鳥取市ふるさと納税スペシャルサイト」（以下本市ふるさと納税サイトという。）及び鳥取市が提携するふるさと納税専門サイト（以下外部ポータルサイトという。）に掲載する。返礼品の内容、在庫数量、受注状況等によっては、一部のサイトのみの掲載とする。

②パンフレット

協賛事業者１者あたり３品を上限とし、鳥取市が作成するふるさと納税パンフレットへ掲載する。なお、送る時期が限定されるものについては、選択する時期が限られるため、２品を上限に追加することができることとする。

（５）発送について

①配送業者および配送方法について

配送業者および配送方法は、本市が指定する業者および方法とする。ただし、本市がやむを得ないと認めるときは、本市が指定する業者および方法以外の手段で発送することができる。この場合において、寄附をされた方に対する発送の連絡等は、直接、協賛事業者が行わなければならない。また、金券に類するもの等の信書便で配送すべき商品は、特定記録郵便等配送した記録が残るものを利用しなければならない。

②送料について

送料は、全額を本市が負担する。ただし、本市が指定する業者及び方法以外の手段で配送するときは、その送料の８２％を本市が負担する。また、金券に類するもの等の信書便で配送する商品については、本市が全額負担する。

③市負担額の請求について

本市が指定する業者及び方法以外の手段で発送した場合、信書便で配送した場合は、寄附者の指定する場所に商品が到着した後に、送料を市に請求する。請求にあたっては、請求書および配送伝票の写しなど配送を証する書類を添付して提出する。

（６）商品代金の支払

商品代金の支払は、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会が行う。商品の発送をもって精算の対象とし、商品の売上高を発送月の月末締めで確定、売上代金から必要経費（売上高の１８％及び売上代金を口座へ振り込むための振込手数料相当の事務手数料をいう。以下同じ。）を差し引いたうえで、翌月２６日に指定の口座へ振り込む。

５．協賛事業者の特典等

- ・本市ふるさと納税サイト、外部ポータルサイトおよびふるさと納税パンフレットに、提供する商品を掲載することにより、事業者名及び商品のＰＲ効果が見込める。

外部ポータルサイト：ふるさとチョイス、ふるなび、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるさとプレミアム、ANAのふるさと納税

- ・返礼品の発送にあたって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することにより、自社商品等のＰＲを行うことができる。なお、年賀状等の商品発送の際の同梱以外の方法により個別にＰＲを行うことは、厳禁とする。

６．申込方法・申込先

（１）申込方法

別紙「鳥取市ふるさと納税返礼品提供申込書」に必要事項を記入し、商品の画像データと併せて提出すること

※画像データについては、第三者の著作権、肖像権等の権利を侵害することのないよう、使用について第三者の承諾が必要なものは、承諾を得たうえで提供すること。

※返礼品として表示する商品の名称は、鳥取市ふるさと納税返礼品提供申込書に記載の商品の名称に基づき、鳥取市が付与する。

（２）提出先

鳥取市役所 資産活用推進課 ふるさと納税係

〒680-8571 鳥取市幸町７１番地

TEL：0857-30-8137 FAX：0857-20-3948

Email：tottoricity-furusato@city.tottori.lg.jp

（３）募集期間

随時募集をする

ただし、年度当初からのインターネット媒体への掲載及びふるさと納税パンフレットへの掲載については、原則、令和５年３月１０日（金）までに申し込みをしたものに限る。

（４）とっとり市（いち）出店者の認定を受けていない場合

下記に示した必要書類を添付の上、「とっとり市（いち）」カスタマーセンターへ提出すること。

①出店申込書

- ②加工食品の場合、営業許可証または営業開始届けの写し（仕入れ販売の場合除く）
- ③販売許可が必要な場合、その許可証の写し
- ④市町村民税を滞納していないことを証する納税証明書（滞納なし証明）

提出先：とっとり市（いち）カスタマーセンター
〒680-0833 鳥取市末広温泉町 160 2F
TEL：0857-54-1952 FAX:0857-29-1000

7. 協賛事業者・返礼品の決定

- ・協賛事業者及び返礼品の認定は、鳥取市が行い、その結果を当該申込者に連絡する。
- ・認定後、鳥取市と協賛事業で、ふるさと納税への返礼品に係る覚書（以下、「覚書」という。）を締結する。

8. 協賛事業者の認定の取り消し等

以下のいずれかに該当した場合は、協賛事業者の認定及び返礼品の掲載を取りやめる。

- ・申込内容に虚偽があった場合
- ・本要項に定める協賛事業者および返礼品の要件を満たさなくなった場合
- ・本要項に定める協賛事業者の責務を怠った場合
- ・鳥取市および寄附者へ損害を与える行為を行った場合
- ・その他、寄附者からの苦情が著しいなど返礼品としてふさわしくないと鳥取市が判断した場合

9. 返礼品の内容変更または提供中止

- ・既に認定済みの返礼品について、商品内訳、商品金額等の内容に変更または提供中止を行う場合は、原則、変更（中止）する日から2週間前までに、「鳥取市ふるさと納税返礼品内容変更（中止）届」を鳥取市に提出すること。

※この要項は、総務省通達等により予告なく変更となる場合があります。